

宇佐市公民館のあり方検討結果報告書

令和6年2月

宇佐市公民館のあり方検討委員会

【目次】

- 1、はじめに
- 2、公民館を取り巻く社会情勢等
 - ・公民館を取り巻く情勢
 - ・関係法等の動き
- 3、宇佐市における情勢
- 4、宇佐市の公民館の状況
- 5、あり方の検討方針
 - ・コミュニティセンターに求める機能
- 6、項目ごとの検討結果
- 7、検討結果のまとめ

《資料編》

公民館の活用方法と今後のあり方について（提言書）

宇佐市総合計画について

宇佐市教育振興基本計画について

宇佐市公民館のあり方検討委員会設置要綱

宇佐市公民館のあり方検討委員名簿

検討の経過

1、はじめに

社会情勢の変化に伴う価値観の多様化や少子高齢化、人口減少などによる地域づくり活動の担い手の減少から、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

既存の地縁組織による伝統的な地域コミュニティが機能低下するなか、NPOやボランティア団体などの新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動の重要性は大きく拡大してきています。

宇佐市では、第二次宇佐市総合計画に位置付けられた『市民主体のまちづくり』実現のため、地域運営への一層の市民参加を促すこととし、まちづくり団体、組織を協働のパートナーとして『協働のまちづくり』を推進しています。

このような状況にあって、公民館に求められる役割についても、地域住民への文化、教養を向上する社会教育の拠点機能に加え、地域づくりの場となりえる地域の交流の拠点として機能することが強く求められるようになりました。

宇佐市立公民館はこれまで、講座や教室の開催、運営を行うとともに、市民等主催の自主サークルの育成を行うなど、社会教育の拠点としての取組みを推進してきました。

一方で、地域の交流の拠点として求められる役割には、社会教育施設であるために十分に応えることができていない面もあります。

今回、「宇佐市公民館のあり方検討委員会」では、宇佐市立公民館がこれまで果たしてきた社会教育施設としての役割を尊重しながら、地域づくりの場としての役割も果たせる施設を目指してそのあり方を検討してまいりました。

ここに、『持続可能な地域づくり』の推進のため、その拠点となる公民館のあり方について検討した結果を取りまとめましたので、報告します。

令和6年2月
宇佐市公民館のあり方検討委員会
委員長 中原 徹 二

2、公民館を取り巻く社会情勢等

《公民館を取り巻く情勢》

公民館は昭和21年の文部次官通牒で「郷土における文化教養の機関」と位置付けられ、戦後復興に際しての社会教育の重要な拠点としての役割が期待されていました。

さらに同24年には社会教育法が成立し、法律上の社会教育機関としての位置付けが明確化されました。

これ以降、公民館は地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育機関として機能してきましたが、少子高齢化の進行による地域コミュニティ活動の弱体化、価値観の多様化など、社会的環境の変化に伴い、その求められる役割も変わってきています。

中でも、今日では地域課題解決型学習が社会教育の領域に位置付けられ、公民館には地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」の活動の推進を図ることにより、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりに貢献することが求められています。

このように、現在の公民館には地域課題の解決についての学習の機会を提供する役割とともに、地域の各種団体や住民の協働の拠点となり、地域づくりの拠点として機能することが期待されています。

《関係法等の動き》

平成30年、中央教育審議会が「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」を取りまとめられ、複雑化する課題と社会の変化に鑑みて、人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進が求められました。

この流れを受け、公民館の位置付けを法的に規定する社会教育法等の関係法が地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称：地方分権一括法）の施行によって改正等され、令和元年の第9次地方分権一括法では、公民館等の社会教育施設の所管を教育委員会から首長部局に移管することが可能になりました。首長部局が担う地域づくり施策の中で、公民館も大きな役割を担うことが期待されていることから、その所管を同じ部署に置くことによって、一体となった施策を効率的に展開することが可能となるものです。

そのほか、社会教育法の改正とは別に公民館をコミュニティセンターに移行（コミュニティセンター化）する例も多くみられます。これは社会教育法の制約を受けない施設に転換するもので、利用の自由度を高めることで、より地域コミュニティ活動に資する施設となるものです。

3、宇佐市における情勢

社会情勢の変化などからくる、公民館に求められる役割の変化を受けたことや、宇佐市のまちづくりに関する方針との関係性を考慮した結果、現在の公民館のあり方について検討する必要性が生じました。

【まちづくり懇話会】

＜平成28年、30年＞

“地域の活性化のため、幅広い市民活動の場として公民館を利用できるように検討してほしい”

＜平成30年＞

“公民館を飲食可能にしてほしい”

【教育委員会】

＜平成28年＞

教育委員会から社会教育委員会に対して、少子・高齢化、人口の減少、地域コミュニティの希薄化などで、地域での公民館が果たすべき役割が見直される時期に来ていることなどを受け、「社会変化に対処する公民館のあり方について」 諮問がなされました。

＜平成30年＞

28年の諮問に対して、社会教育委員会から「公民館の活用方法と今後のあり方について（提言書）」が答申されました。

今後の公民館のあり方方針として『コミュニティ機能の追加』、『より柔軟で自由度の高い公民館運営』、『所管の市長部局への移行』などについて検討すべきと示されています。

令和5年度の「教育委員会の基本方針等について」の重点目標として、『公民館、地区公民館、分館、関係職員等の組織やあり方の見直しと検討』が明記されています。

【まちづくりに関する市の考え方】

- ・概ね小学校区単位を基礎とした、新たな地域コミュニティ組織の形成
➡地域にある公共施設等を活用した住民参加の場づくり
- ・市民と行政が手を取り、ともに考え、行動する協働のまちづくりの推進
➡地域コミュニティ活動において役割を担う人材の育成

4、宇佐市の公民館の状況

(1) 設置の状況

宇佐市公民館条例に基づき、公民館15館、分館18館が設置されています。

【宇佐地域】 公民館4館、分館17館

公民館：駅川、四日市、長洲、宇佐

分館：駅館※、豊川、西馬城、四日市※、麻生、横山、長峰、天津、糸口、高家、八幡、長洲※、柳ヶ浦、和間、宇佐※、封戸、北馬城

※の分館は公民館と同所（駅館分館は駅川公民館）

旧町ごとに公民館、小学校区ごとに分館が設置されています。

分館は公民館と同所の4館を除く13館は小学校と同所となっており、体育館の一部がその位置付けとされています。

【院内地域】 公民館6館、分館1館

公民館：院内中央、両川地区、高並地区、院内地区、南院内地区、東院内地区

分館：温見

中央公民館が1館と旧村ごとに地区公民館が設置されています。

【安心院地域】 公民館5館

公民館：安心院中央、安心院地区※、深見地区、津房地区、佐田地区

分館：なし

※は中央公民館と同所

中央公民館が1館と旧町村ごとに地区公民館が設置されています。

公民館、分館は宇佐市公民館条例に規定されていますが、次の6施設はコミュニティセンター条例、コミュニティ供用施設条例等が制定されており、コミュニティ施設の性質を併せ持ったものとなっています。

四日市公民館：四日市コミュニティセンター

（四日市コミュニティセンター条例）

深見地区公民館：深見地区コミュニティセンター

（深見地区コミュニティ供用施設条例）

南院内地区公民館：南院内地区コミュニティセンター

院内地区公民館：院内地区コミュニティセンター

東院内地区公民館：東院内地区コミュニティセンター

（院内コミュニティ供用施設条例）

高並地区公民館：高並地区多目的共同利用施設

（高並地区多目的共同利用施設条例）

それぞれの施設条例でうたわれている設置目的は次のとおりです。

【四日市コミュニティセンター】

地域住民に様々な生涯学習の機会を提供するとともに、地域のコミュニケーションの拠点として、まちづくりや地域の活性化に寄与するため

【深見地区コミュニティ供用施設】

【院内コミュニティ供用施設】

住民に対し教養の向上、レクリエーションに関する便宜を提供する等健康で明るい生活を営ませることを目的として

【高並地区多目的共同利用施設】

農業及び農村の健全な発展を期すため農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を整備し、農業者等の農村在住者の福祉の向上を図るため

四日市コミュニティセンターは近年の公民館活動に求められる役割に沿ったもの、深見と院内のコミュニティ供用施設は地区集会所に近いもの、高並の施設は農村振興の位置付けとなっています。

(2) 計画への位置付け

第二次宇佐市総合計画「後期基本計画」では、少子化、過疎化等による地域社会の構造変化が起きている中、生涯学習の充実を図る必要があるとして、施設の整備、充実や職員の体制強化に努めることとしています。

また、宇佐市公共施設等総合管理計画の個別施設計画においては、公民館はすべて生涯学習の拠点として現状どおり維持することとしています。

(3) 利用に関する制約

公民館は利用に関して社会教育法、宇佐市公民館条例に規定されたとおり制約があります。また、コミュニティ施設の性質を併せ持つ施設では、それぞれの施設条例等に利用に関して規定されています。

① 営利行為に関して

物品販売等の営利行為に関しては、次のとおり条例等に定めがあります。

【社会教育法】

第23条（公民館の運営方針）

公民館は、次の行為を行ってはならない。

1. もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること

【宇佐市公民館条例施行規則】

第8条（遵守事項）

公民館又は分館の使用者若しくは入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(7)教育委員会の許可を受けないで飲食物その他物品を販売しないこと

【宇佐市四日市コミュニティセンター条例】

第8条（利用の制限）

教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を許可しないことができる。

(3)営利を目的とするとき

【宇佐市深見地区コミュニティ供用施設条例施行規則】

【宇佐市院内コミュニティ供用施設条例施行規則】

第3条（使用者の遵守事項）

(3)寄附の募集、物品の販売等商行為をしないこと

【宇佐市高並地区多目的共同利用施設条例】

第7条（使用者の遵守事項）

(2)許可なく寄附の募集や物品の販売等商行為をしないこと

条例、規則にあるように、当市の公民館では教育委員会の許可なしには販売行為を行うことはできません。また、コミュニティ施設では販売行為がそもそも禁止されているところがあります。

②飲食行為に関して

公民館等での飲食については、条例等での定めは次のとおりです。

【宇佐市公民館条例施行規則】

第8条（遵守事項）

(5)所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと

【宇佐市高並地区多目的共同利用施設条例】

第7条（使用者の遵守事項）

(4)許可なく飲酒及び会食行為をしないこと

飲食行為に関しては、直接的に禁止をうたっているものではありません。しかしながら、各施設では原則として禁止されています。

(4) 公民館の利用状況

平成31年度以降、新型コロナウイルスによる施設休止の影響で大きく減少していますが、直近では回復基調にあります。

地域/年度	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4
宇 佐	89,568	82,691	76,281	45,400	48,472	51,106
院 内	14,052	12,585	9,962	6,935	5,722	5,703
安心院	10,389	17,706	15,282	10,988	11,225	14,054
合 計	114,009	112,982	101,525	63,323	65,419	70,863

5、あり方の検討方針

今回の検討にあたっては、社会情勢等から今後の公民館に求められるあり方を考慮し、公民館のコミュニティセンター化についての検討を行いました。

移行後のコミュニティセンターに求める基本的な機能は下記のとおりです。このために必要と思われる詳細な項目について個別に検討しました。

《コミュニティセンターに求める機能》

【社会教育の拠点】

公民館は、地域住民の日常生活に密着して、課題解決を図るための社会教育の拠点として機能しており、学習活動や文化活動に寄与する役割を果たしています。

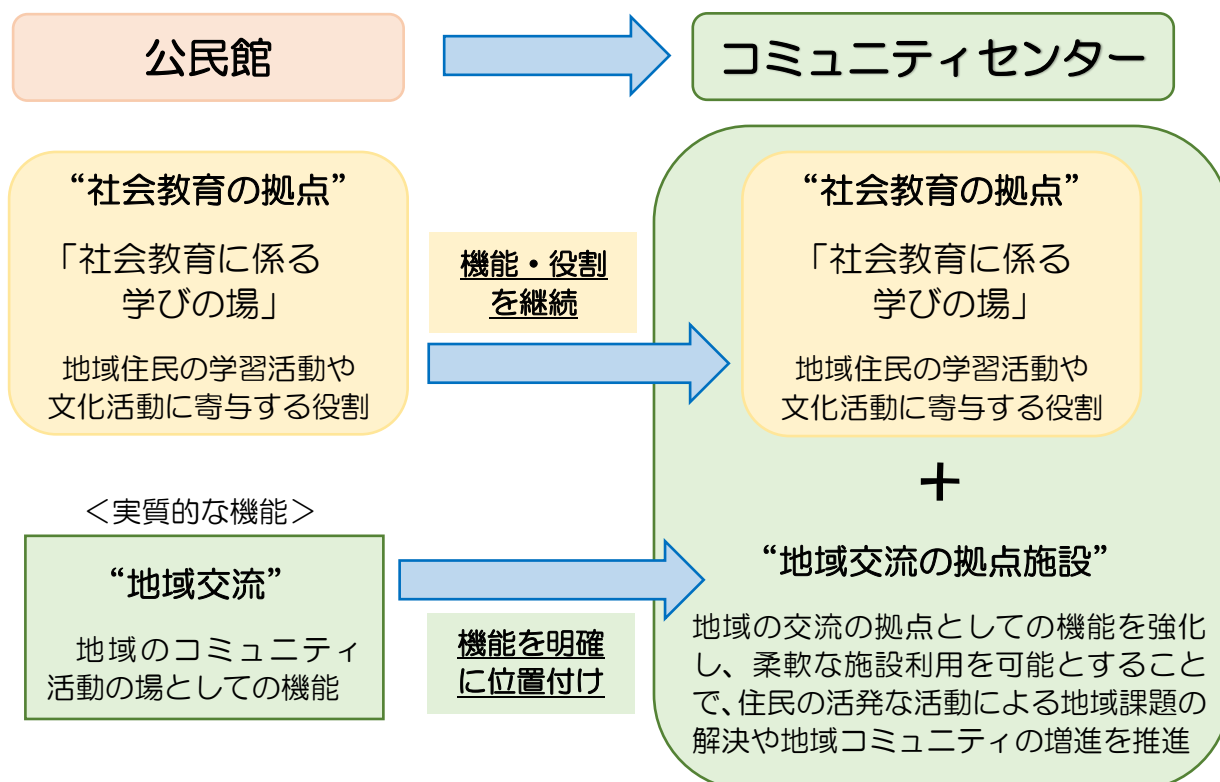
コミュニティセンターへ移行しても、社会教育に関する機能、役割は継続し、地域の「社会教育に係る学びの場」としてありつづけることが望まれます。

【地域交流の拠点】

社会教育施設という位置付けに加え、公民館が実質的に果たしている役割のひとつに、地域コミュニティ活動の場としての機能があります。

コミュニティセンターではこれを明確な機能とし、柔軟な利用を可能にすることで機能強化が図られ、住民の活発な活動による地域課題の解決や地域コミュニティの増進につながることを期待されます。

～ めざすコミュニティセンター化のイメージ ～



6、項目ごとの検討結果

コミュニティセンター化にあたっては、様々な事案についての検討が必要です。主要な課題について、項目ごとに検討を行いました。現在の公民館の取扱い等とコミュニティセンター化後の比較、基本的な考え方について、検討委員会で検討した結果を示します。

①設置目的

宇佐市公民館	コミュニティセンター
社会教育法の規定に基づき設置	地域交流および社会教育推進の拠点として設置
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none">・社会教育を実施、推進する施設という位置付けは維持・利便性を向上することで、地域における交流の活発化を図る	

公民館のもつ、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための社会教育の拠点としての機能は維持し、地域住民の学習活動や文化活動に資する活動を実施する施設であることが求められます。地域づくりの実践につながる「学び」の活動の推進は社会教育の分野としても位置付けられていることから、コミュニティセンターへ移行した後も、社会教育に関する機能、役割はそのまま継続していく必要があると考えます。

また、地域の活性化の観点から、地域における交流の拠点として位置付けられる施設になることが望まれます。

一定程度の規制は必要ですが、幅広く活用できる施設にすることで、地域の団体、個人に自由な発想で活用してもらうことが可能となり、交流の活発化につながることを期待されます。

②名称

宇佐市公民館	コミュニティセンター
公民館 地区公民館 中央公民館	新たな名称
基本的な考え方	
・地域の交流の拠点として新たな位置付けの施設となることを広く周知するため、既存施設との差別化を図ることができる新たな名称とする	

『公民館』という名称はこれまで長く親しまれてきたものであり、地域の集いの場を指すものとして定着しています。

近年の社会情勢を受けて『地域コミュニティ』がクローズアップされるようになり、コミュニティの場として『コミュニティセンター』という名称が新たに用いられ、広まってきました。

本検討委員会における『公民館のコミュニティセンター化』の『コミュニティセンター』は概念的なものであり、移行後の施設の性質を表すものとして用いている言葉です。

現在、宇佐市内においては、市の施設としてのコミュニティセンター（四日市コミュニティセンターなど）に加え、自治区所有の地区集会所でも名称として用いられています。

地域の交流の拠点施設として新たな位置付けとなる移行後のコミュニティセンターでは、これらとの差異を明確にするため、例えば『まちづくりセンター』など、これまで使われていない新たな名称とすることが望ましいと考えます。

③所管、業務（事業）

宇佐市公民館	コミュニティセンター
【所管】 施設：市教育委員会 社会教育：市教育委員会 【実施事業】 社会教育事業	【所管】 施設：市長部局 社会教育：市教育委員会 【実施事業】 社会教育事業 地域交流の活発化に資する事業
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> • 施設の所管を市長部局に移管 • 社会教育法の制約を受けない施設とし、柔軟な運用を可能にすることで、地域の交流活発化を図る拠点施設として機能することを期待 • 社会教育事業は引き続き教育委員会が実施 	

公民館は地域活動の拠点施設として大きな役割を果たしていますが、社会教育法に基づく『教育施設』であることから、その運用においては様々な制約が課されています。

コミュニティセンターは地域の人々にとって使いやすい施設であることが重要です。利用の自由度を広げる要望や社会教育委員会の提言のように、様々な活動が可能となるよう、柔軟な運用を行うことが求められています。地域交流の活発化により、地域振興、福祉、防災などの幅広いニーズに対応する地域コミュニティ活動の増進が期待されます。

一方で社会教育の場としての役割も、コミュニティセンターに求められる重要な機能の1つです。

地域住民の学習活動や文化活動に資する事業をとおして、教養の向上や健康、社会福祉の増進に寄与する社会教育事業を実施していくことはもちろん、人づくりにつながる学習など、持続可能な地域づくりの推進もこれまで公民館に求められてきた役割であり、コミュニティセンターにもこれを実践する場であることが求められます。

④人員体制

宇佐市公民館	コミュニティセンター
館長 社会教育指導員	施設管理人（管理委託先の職員） 地区社会教育推進長（仮称）※ 社会教育指導員
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> • 社会教育を推進する役割を担う『地区社会教育推進長』を置く • 社会教育指導員は地区社会教育推進長と連携し、地域の社会教育を担う • コミュニティセンターは施設管理の委託を検討 	

社会教育の推進はコミュニティセンターの重要な役割の1つです。移行後もこれまでと同様に、社会教育事業を行う体制を築くことが望まれます。

公民館には、地域事情に通じた事業の企画、実施者として館長を置き、それぞれの地域に合う事業を展開していますが、コミュニティセンター化後も同様の体制が必要と考えます。

社会教育については教育委員会が委嘱する『地区社会教育推進長（仮称）』を配置し、社会教育指導員とともに地域における事業を推進する存在として位置付けます。

一方で、施設管理については市長部局が『施設長』として雇用し配置する手法や、外部に委託する扱いが考えられます。外部に委託する場合の考え方については「⑦施設の管理方式」に記載しています。

※『〇〇地区社会教育推進長』のように、地区名が前に入ります

⑤館長、地区社会教育推進長の職務

宇佐市公民館	コミュニティセンター
館長は公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する	地区社会教育推進長は社会教育の各種事業の企画、実施その他必要な事務を行い、社会教育指導員を監督する
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・『地区社会教育推進長』が、当該地区での社会教育を引き続き推進 ・社会教育に関する研修、会議等に参加し、地域で実施する社会教育の質の確保、向上に努める ・社会教育を通じた地域づくりの各種団体等との協働 	

コミュニティセンターへの移行後、社会教育の質の確保を図るため、これまでと同様に地域の社会教育事業を主導的に企画、実施していく職員を置くことが求められます。

『地区社会教育推進長』は、地域において求められる社会教育事業を、社会教育指導員との連携のもとで企画、実施し、生活文化の振興や社会福祉の増進といった住民生活の向上を図るとともに、地域づくりの一端も担う存在です。

コミュニティセンターを拠点とした地域づくりには、地区社会教育推進長の知見を活かした社会教育事業の実施による人材づくりや、地域づくり活動を行う団体との協働の推進が必要です。

「◎社会教育の運営、推進体制」にあるように、社会教育に関する会議、研修等から得られた知見を地域での事業に反映する取組みが求められています。

また、地区社会教育推進長を置くことで、コミュニティセンター化によって『公民館長』がいなくなることへの地域住民の心理的不安も和らげることができると考えます。

⑥社会教育の運営、推進体制

宇佐市公民館	コミュニティセンター
公民館運営審議会 館長・指導員会議	公民館運営審議会 地区社会教育推進長・指導員会議
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に係る会議等は枠組みを維持する ・地区社会教育推進長と公民館長が同じ立場で参加する枠組みとする 	

コミュニティセンターは、その位置付けは社会教育施設ではありませんが、社会教育に関する事業を引き続き実施し、地域における『社会教育の拠点』としての機能を維持していくことが期待されます。

移行後も、社会教育事業を担う地区社会教育推進長等が各種会議などに参加し、他の公民館長や利用者等と同じ視点、立場で意見交換や研修等を行うことで、これまでと同様に地域の住民が社会教育を受けられることができる枠組みが維持されていくことが望まれます。

「7、検討結果のまとめ」に示すように、宇佐地域と安心院、院内地域でコミュニティセンター化の時期が異なるため、公民館長（宇佐地域）と地区社会教育推進長（安心院、院内地域）が同時に存在することになりますが、社会教育を推進する立場は同じであり、同じ枠組みの中で知見を深めることが必要です。

⑦施設の管理方式

宇佐市公民館	コミュニティセンター
市の直営（教育委員会）	現在の中央公民館は市長部局が直接管理 現在の地区公民館は施設の管理委託を検討
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・支所と一体の中央公民館は市長部局が直接管理 ・地区公民館は地域の団体などと協議を行い、施設管理の業務委託を検討 ・安心院地区公民館は安心院中央公民館と統合 	

移行後のコミュニティセンターは、地域交流の拠点施設として利用の自由度を確保した運用とする必要があります。

管理を地域の事情に通じた、地域の団体などに任せることで、よりきめ細やかな利用者への対応が可能となると思われることから、管理委託の導入を目指すことも選択肢になると考えます。

ただし、中央公民館は支所建物に同居しており、建物全体を一括しての管理が行われているため、市長部局が直接管理することが望ましいものです。

また、安心院地区公民館は安心院中央公民館と施設や事業実施の観点で一体的な運用が行われていることから、両公民館を統合したコミュニティセンターとすることで、利用者にも分かりやすくなると考えます。

使い勝手の向上や地域づくりのための学習などから、地域活動がより活発化し、将来的には住民の主体的な施設運営につながっていくことを期待するものです。

⑧使用時間、休館日

宇佐市公民館	コミュニティセンター
【使用時間】 9：00～22：00 【休館日】 (1) 月曜日 (2) 12月29日～1月3日	【使用時間】 9：00～22：00 【休館日】 (1) 月に1日 ※ (2) 12月29日～1月3日 ※中央公民館を除く
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休館日を1週間に1日から1か月に1日とし、利便性を向上 ・ 市長部局が直接管理を行う中央公民館は年末年始のみ休館 	

公民館は条例によって月曜日が休館日と定められています。

毎週月曜日の休館を月に1回の休館とし、利用機会を拡大することで使い勝手の向上が図れると考えます。

また、管理の委託を行わず、市が直接管理を行う中央公民館については、休館を年末年始のみとすることで、「市が業務を行っている日は使用できる」という、利用者にとって分かりやすい仕組みにすることが可能となります。

この取組みによって地域交流の活発化が期待でき、地域コミュニティの増進に資する施設としての役割を果たすものとなります。

公共施設には地域ニーズ、施設の目的に合った利用方法の設定が求められます。コミュニティセンターに求める役割を最大限に活かせる運用が行われることを期待するものです。

⑨使用料

宇佐市公民館	コミュニティセンター
使用料を徴収 公益上その他特に必要があると認めるときは減免	使用料を徴収 公益活動や地域づくり活動は減免の対象
基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料は市の規定に基づいて適正に設定 ・ 営利を伴う活動の場合の規定を新たに設定 	

使用料はその施設で提供されるサービスの性格や内容によって、市の規定に基づいた適正な料金設定がなされます。

移行後のコミュニティセンターは学習活動の施設と地域の交流活動を行う施設、またそれに伴う営利事業を行える施設という性格を併せ持ちます。

このうち、社会教育事業や地域づくり活動での利用は施設の目的に沿ったものですが、営利事業については、地域づくりを目的としたものと商業的なものがあることから、コミュニティセンターでのその事業の実施が適切かどうか、実施できる事業の範囲についての基本的な判断基準を示す必要があると考えます。

また、減免の対象となる利用の範囲についても、地域づくりに資する施設としての検討が望まれます。

7、検討結果のまとめ

公民館のあり方について検討した結果を示します。

• 公民館のコミュニティセンター化

地域交流の拠点として、地域コミュニティの増進に資する施設とするため、公民館のコミュニティセンター化を求めます。

これにより、地域づくり活動などを行う場であることを明確に位置付けるとともに、利用の自由度が広がることでの地域交流の活発化が図れます。

• 社会教育と地域づくり実施体制の確立

社会教育を移行前と同様に実施するため、社会教育指導員とともに社会教育を推進する『地区社会教育推進長（仮称）』の配置を求めます。

これまでの公民館長と同様に、地域に密着した事業実施や地域の団体等との協働といった地域づくり活動を推進する役割を担う存在が必要です。

<段階的な移行の実施>

移行は地域性などを考慮して段階的に実施することが望ましいと考えます。

小学校区ごとに地区公民館が置かれている安心院、院内地域を先行して実施し、宇佐地域は先行地域の運営状況等を参考に移行に向けた準備を進める方法です。

- ①安心院、院内地域を「先行地域」とし、速やかにコミュニティセンター化する
- ②宇佐地域は、将来的な移行を目指す

【想定するスケジュール】

地域	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	時期未定
安心院 院内	中央 地区 公民館	検討委員会 意見の集約		移行準備、 地域説明等	コミュニティ センターとして運営	施設管理委託検討 ※旧地区館
宇佐	公民館	公民館として運営			移行準備	コミュニティ センターとし て運営

【資料①】 公民館の活用方法と今後のあり方について（提言書）

平成28年11月 宇佐市教育委員会諮問

「社会変化に対処する公民館のあり方について」

平成30年3月 宇佐市社会教育委員会提言

《提言書概要》

1、基本事項（背景と目的）

- ・少子化、高齢化、人口の減少、地域コミュニティの希薄化などを受けた、公民館の果たすべき役割の見直し
- ・まちづくりの拠点としての役割の強化
- ・利便性の向上や多様なニーズに対応する施設への転換

2、公民館の現状と課題

- ・「住民の教養の向上、生活文化の振興等」に加え、「地域課題に対応する学習」を実施し、地域の課題解決に向けた取組みを支援すること、また、協働の拠点となって地域をつなげていく役割を担うことが期待される
- ・公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点施設として位置付け、市民と行政の協力関係のもと、市民自らが公民館の管理、運営を行う動きも
- ・宇佐市立公民館の主催教室、自主サークルともに、趣味やレクリエーションのものが多く、福祉や防災、地域づくりに関する取組みは少ない

3、公民館のあり方方針

- ・「人づくり」の成果を「まちづくり」につなげる取組み
地域づくりのための人材育成と、人材の地域活動への誘導
⇒公民館事業の活性化、公民館職員のスキルアップ
- ・コミュニティの拠点としての役割
地域人材と地域のニーズのコーディネート
⇒生涯学習機能にコミュニティ機能を追加、コミュニティセンターへの転換
地域住民が主体的に施設運営し、利用する仕組みづくり

4、あり方方針に基づく今後の対策

- ・地域課題解決のための講座の企画、地域リーダー講習会の開催
- ・地区公民館における地域課題等に向けた独自の取組みの実施
- ・地域コミュニティ活性化へ、まちづくり協議会への支援、連携、協働の実施
- ・まちづくり協議会による管理、運営に向けた支援体制の整備
- ・公民館的な機能を維持しながら、より柔軟で自由度の高い事業展開の検討
- ・多様な住民ニーズへ対応するため、所管を教育委員会から市長部局へ移管

【資料②】 宇佐市総合計画について

＜宇佐市総合計画＞

宇佐市が策定した、まちづくりの目標や長期的な市行政の基本的な方向を定めるもので、市の目指すべき方向と取り組むべき施策を定めたもの。

令和2年4月策定「第二次宇佐市総合計画（後期計画）」

・地域コミュニティの現状と課題

近年、人と人とのつながりが希薄化し、住民の地域活動への参加の減少などで、これまで地域コミュニティにより支えられてきた地域社会の絆が失われつつあり、共同作業や地域活動の維持、伝統文化の継承が困難になるなど、集落機能の低下が懸念されています。

多様化する地域課題等に的確に対応するため、地域の課題は地域で解決していく「課題解決型の地域コミュニティ」への転換が求められる中、そうした地域コミュニティ形成のため、自治会や地域活動団体などが連携した地域コミュニティ組織の設立に努め、組織が自主的かつ積極的に活動できるよう、人的支援や施設整備などの各種支援に努めます。

〔主要施策〕

地区公民館等を活用した、地域コミュニティ組織の拠点施設の確保

【資料③】 宇佐市教育振興基本計画について

＜宇佐市教育振興基本計画＞

宇佐市教育委員会が策定した、「宇佐市が目指す教育」を実現していくためのビジョンや重点施策等を整理したものの。

令和2年3月改訂版「宇佐市教育振興基本計画」

【生涯学習に関すること】

・生涯学習施設、整備の充実

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる施設の適切な維持、管理、整備、充実が必要となります。

公民館等の施設においては、適正な体制や配置について、調査、研究、協議を行い、計画的に取り組むことが求められています。

〔重点取組〕

各施設の適切な組織体制の見直しと整備

・生涯学習活動機会の拡充

「人生100年時代」や「一億総活躍社会」が叫ばれる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、公民館などを学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点として、社会教育関係団体との連携、各種学習事業の提供など一層の支援が必要となっています。

本市においては、高齢者や女性を主体とした学級が中心に開催されており、青壮年層に対する学習機会の提供が十分できていない状況があることから、高齢者と青壮年層がともに学ぶための取組みが必要となっています。

社会教育委員会議や公民館運営審議会の活性化を図り、公民館組織の充実や社会教育関係職員の体制強化、充実を推進することにより、各種教室、講座において、より充実した学習事業の提供が求められています。

また、教室や講座等で学習した成果を、公民館等において活かすことができる場の設定を図るなど、自己実現に向けた取組みや地域活動を展開する機会の充実が必要となります。

〔重点取組〕

社会教育関係職員の体制強化、研修の充実

公民館、地区公民館、分館、関係職員等の組織のあり方の見直しと検討

地域の特色を活かした学級、講座、教室等の開設、充実

学習成果を活かす機会の充実

【資料④】 宇佐市公民館のあり方検討委員会設置要綱

令和3年6月3日
宇佐市告示第174号

(設置)

第1条 宇佐市公民館条例(平成17年3月31日条例第99号)第2条第1項の規定に基づいて市が設置する宇佐市公民館(以下「公民館」という。)について、そのあり方を検討するため、宇佐市公民館のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公民館のあり方に関して必要な事項を調査研究し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、市長が委嘱する。

(1) 自治会連合会の代表

(2) 地域コミュニティ組織の代表

(3) 公民館長の代表

(4) 学識経験者

(5) 市の職員、その他

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が完了する日までとする。ただし、その職をもって選任された委員は任期中であっても、その職を離れたときは委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり推進課及び社会教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

【資料⑤】 宇佐市公民館のあり方検討委員名簿

『宇佐市公民館のあり方検討委員会設置要綱』に基づき、自治会連合会、地域コミュニティ組織、公民館長、学識経験者および市職員から構成された『宇佐市公民館のあり方検討委員会』を設置して検討を行いました。

《委員名簿》

	役 職	氏 名	備 考	
1	自治会連合会の代表	奥野卓二	連合会会長（宇佐）	
2		中原徹二	連合会副会長（安心院）	委員長
3		安部哲治	連合会前理事（院内）	
4	地域コミュニティ組織の代表（まちづくり協議会）	加来栄一	まちづくり協議会会長	
5	公民館長の代表	堀之内恒幸	四日市公民館長	
6		江藤千秋	安心院中央公民館長	
7		御堂了圓	院内中央公民館長	
8	学識経験者	末松恵美	公民館運営審議会委員 委員長	副委員長
9		落合義典	前四日市公民館長	
10	市の職員・その他	後藤 優	総務部長	※1
11		末宗勇治	教育次長	※2
11名				

※1 令和5年3月31日までは祥雲弘一

※2 令和4年3月31日までは上田誠之

【資料⑥】 検討の経過

令和3年10月13日から令和6年1月19日にかけて8回（うち研修1回）の会議を開催して検討を行いました。

令和5年1月26日の第5回検討委員会は、コミュニティセンター化の先進地である佐伯市への視察を行いました。

《開催実績》

会議等	開催日	主な内容
第1回	R3.10.13	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長、副委員長の選出 ・公民館の現状について
第2回	R4.1.11	<ul style="list-style-type: none"> ・コミセン化に関する基本的な考え方について ・他市の状況について ・公民館への地域コミュニティ組織事務局設置の状況
第3回	R4.7.19	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会での協議事項の整理 ・公民館のコミセン化計画（スケジュール、検討項目等）について
第4回	R4.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回委員会での協議事項の整理 ・公民館のコミセン化計画について ・分館に関する検討について
第5回	R5.1.26	<ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市への視察研修 佐伯市コミュニティ創生課、社会教育課との懇談 佐伯市青山コミュニティセンターでの懇談
第6回	R5.3.24	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会での協議事項の整理 ・公民館のコミセン化計画（スケジュール等）について ・あり方検討委員会報告書のとりまとめについて
第7回	R5.11.21	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館のコミセン化計画（スケジュール等）について ・検討結果報告書（案）について
第8回	R6.1.19	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果報告書について